令和4年1月25日

　関係各位

京都府商工労働観光部長

オミクロン株による感染急拡大への対応について

平素より新型コロナウイルス感染症の拡大防止に御協力いただき、ありがとうございます。

今般、1月25日に開催された第61回京都府新型コロナウイルス感染症対策本部会議において決定した要請等について、府民や府内事業者の皆様に対して、幅広く周知させていただきたいと考えております。

つきましては、貴団体会員企業・事業所の皆様に対して、下記の内容を周知いただきますようお願いいたします。

記

１．まん延防止等重点措置の区域・期間について

|  |  |
| --- | --- |
| 区　域 | 京都府全域 |
| 期　間 | 令和４年１月27日（木）０時から２月20日（日）24時まで |

２．飲食店等の営業時間短縮等の要請

＜対象施設＞

【飲 食 店】飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く）

【遊興施設】接待を伴う飲食店等で、食品衛生法の飲食店営業許可等を受けている店舗

＜営業時間短縮等＞ 京都府全域【特措法第31条の６第１項による要請】

|  |  |
| --- | --- |
| 認証店（※１） | 認証店以外 |
| ・営業時間：５時～21時まで・酒類提供・持込み：11時～20時30分まで※ただし、営業時間５時～20時まで、かつ酒類の提供・持込みを行わないとすることも可 | ・営業時間：５時～20時まで・酒類提供・持込みを行わない |

＜営業にあたっての要請内容＞【特措法第24条第９項による要請】

|  |  |
| --- | --- |
| 認証店（※１） | 認証店以外 |
| ・感染防止のための業種別ガイドライン等を遵守すること・同一グループの同一テーブル４人以下とすること |
| ただし、対象者全員検査（※２）を実施し陰性を確認した場合は５人以上も可 |  |

※１　京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証制度の認証を受けた飲食店等

※２　まん延防止等重点措置により飲食店やイベント開催等の人数制限等を要請した場合に、事業者が対象者（利用者等）の検査結果の陰性を確認することで感染リスクを低減させ、人数制限等を緩和することができる制度

＜協力金の支給（店舗への支給額）＞

|  |  |
| --- | --- |
| 認証店 | 認証店以外 |
| １店舗あたり、時短要請に応じた1日あたり（定休日等の店休日除く）、事業規模（売上高）に応じて支給※　協力開始日から、定休日等の店休日を除き、連続して営業時間短縮要請に応じることが必要 |
| 以下の合計金額を支給・①（※）の協力日数×「2.5万円～」・②（※）の協力日数×「３万円～」※ ①５時～21時まで（酒類の提供・持込み 11時～20時30分）　　 ②５時～20時まで（酒類の提供・持込みを行わない） | ③（※）の協力日数×「３万円～」※ ③５時～20時まで（酒類の提供・持込みを行わない） |

※　別紙「＜参考＞」を参照のこと

３．飲食店等以外の施設への要請

【特措法第31条の６第１項による要請】

・大規模集客施設（床面積1,000㎡超）は、人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理を行うこと

【特措法第24条第９項による要請】

・感染防止のための業種別ガイドライン等を遵守すること

※なお、府民利用に供する大規模の府立施設等（床面積1,000㎡超）について、以下の取組を実施します。

　・利用者に対し、基本的な感染防止対策の徹底と入場者の整理

　・感染防止のための業種別ガイドラインの遵守

４．催し物（イベント等）開催にかかる人数制限等

【特措法第24条第９項による要請】

|  |  |
| --- | --- |
| 人数上限 | 【感染防止安全計画を策定し、京都府の確認を受けた場合】　20,000人まで　※対象者全員検査を活用し、20,000人を超える人数について、陰性の検査結果を確認した場合は、収容定員まで【上記以外】　5,000人まで |
| 収容率 | 【感染防止安全計画を策定し、京都府の確認を受けた場合】大声での歓声等がないことが前提：100％【上記以外】大声での歓声等がないことを前提とするもの：100％大声での歓声等が想定されるもの　　　　　：50％ |
| 事前手続 | 【感染防止安全計画を策定】参加人数が5,000人超の催物（イベント等）については、具体的な感染防止策を記載した感染防止安全計画を、主催者等は開催の２週間前までを目途に、京都府に提出すること。【上記以外】感染防止対策等を記載したチェックリストを主催者等が作成し、ホームページ等で公表することとし、主催者等は当該チェックリストをイベント終了日より１年間保存すること。※ 感染防止安全計画及びチェックリストの各様式は、京都府ホームページで公表 |

【特措法によらない働きかけ】

　開催に当たっての感染防止対策

　　・出演者や参加者等に対する基本的な感染防止対策を徹底してください

　　・飲食の提供は控えてください

５．府民・事業者の皆さまへの行動に対する要請

（１）基本的な感染防止

【特措法第24条第９項による要請】

・正しいマスクの着用、こまめな手洗い、外出先での手指消毒設備の活用

・人と人との距離（１メートル以上）を確保し、大声での会話を控えること

・室内では適切な温度と湿度を保ちながら、こまめな換気による空気の入れ換えを行うこと

（２）リスクを低減する行動を

【特措法第24条第９項による要請】

・混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動を自粛すること

・感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を自粛すること

・感染に不安を感じる無症状の方は、検査を受診すること

【特措法第31条の６第２項による要請】

・営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りしないこと

【特措法によらない働きかけ】

・不要不急の都道府県間の移動は極力控えるとともに、移動先でも基本的な感染防止対策を徹底すること

・発症・重症化予防に効果があるとされるワクチン接種を希望する方は積極的に接種すること

・ワクチン接種を希望する人が、気兼ねなく接種に行ける環境を職場や学校で整えること

（３）社会機能を継続するために

【特措法第24条第９項による要請】

・在宅勤務(テレワーク)、時差出勤、自転車通勤等、人との接触の低減に取り組むこと

・居場所の切り替わり（食堂、休憩室、更衣室、喫煙所等）での感染防止対策を徹底すること

・府民の生活・経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者は、策定済みの業務継続計画の点検を行い、事業の継続を図ること。また、業務継続計画未策定の事業者においても、事業の継続が図れるよう業務の点検を行うこと

・濃厚接触者と思われる職員等の自宅待機などの自主的な取組を行うこと

・小・中・高等学校等においては、地域の感染拡大の状況を踏まえ、臨時休校や学級閉鎖等による必要な対応を速やかに実施すること

＜参考＞

別紙

１　協力金の概要

|  |  |
| --- | --- |
| １ 要請期間 | １月27日（木）～２月20日（日）【25日間】 |
| ２ 対象地域 | 京都府全域 |
| ３ 要請内容 | 【京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証制度の認証店（以下、「認証店」という。）以外の店舗】５時～20時までの間の営業を要請酒類提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む。以下同じ）は行わないこと【認証店】５時～21時までの間の営業を要請酒類提供は11時～20時30分まで※【認証店以外の店舗】と同様の措置を行うことも可とする。 |
| ４ 対象施設 | 【飲食店】飲食店・喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスは除く）【遊興施設】接待を伴う飲食店等で、食品衛生法の飲食店営業許可等を受けている店舗 |
| ５ 支給額 | 事業規模（売上高等）及び時短状況等に応じた支給日額（※）に、定休日等の店休日を除き、時短要請に協力した日数を乗じて総支給額を算定します。　※詳細は、以下の【まん延防止等重点措置協力金（京都府全域：1/27～2/20実施分）の支給額】参照 |
| ６ 支給要件 | 次のいずれにも該当する事業主（大企業も対象となります） |
| ・時短要請を行った日（１月25日（火））以前から、「４ 対象施設」を運営しており、以下のとおり営業していた企業・団体又は個人事業主であること【認証店以外の店舗】（認証店以外の店舗と同様の措置を行う認証店を含む。） 　　20時～５時までの時間帯に営業【認証店】（認証店以外の店舗と同様の措置を行う認証店を除く。） 　　21時～５時までの時間帯に営業 |
| ・対象施設に関して、必要な許認可（※）等を取得している者であること※　食品衛生法における飲食営業許可　など・「１ 要請期間」のうち、時短要請の協力開始日から、定休日等の店休日を除き、連続して「３　要請内容」に応じた者であること・京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証ステッカー若しくは新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン推進宣言事業所ステッカーを掲示又は業種別ガイドライン等を遵守していること |
| ７ 申請方法 | 詳細は別途お知らせします。 |

【まん延防止等重点措置協力金（京都府全域：1/27～2/20実施分）の支給額】

（１）「営業時間短縮（５時～20時まで）」かつ「酒類提供は行わない」の要請に応じた場合の支給日額

|  |  |
| --- | --- |
|  | 平成31年、令和２年又は令和３年のいずれかの年の２月における１日当たりの売上高 |
| ～7.5万円 | 7.5万円～25万円 | 25万円～ |
| 支給日額 | 売上高方式（中小企業） | ３万円/日 | ３万円～10万円/日（１日の売上高の４割） | 10万円/日 |
| 売上高減少額方式（大企業及び希望する中小企業） | 令和４年２月における１日当たりの売上高減少額×0.4 /日（※）（上限20万円/日） |

（２）「営業時間短縮（５時～21時まで）」かつ「酒類提供は11時～20時30分まで」の要請に応じた場合の支給日額　※認証店に限る。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 平成31年、令和２年又は令和３年のいずれかの年の２月における１日当たりの売上高 |
| ～8.3333万円 | 8.3333万円～25万円 | 25万円～ |
| 支給日額 | 売上高方式（中小企業） | 2.5万円/日 | 2.5万円～7.5万円/日（１日の売上高の３割） | 7.5万円/日 |
| 売上高減少額方式（大企業及び希望する中小企業） | 令和４年２月における１日当たりの売上高減少額×0.4 /日（※）又は平成31年、令和２年又は令和３年のいずれかの年の２月における１日当たりの売上高×0.3/日のいずれか低い額（上限20万円/日） |

※　「令和４年２月における１日当たりの売上高減少額」は、以下の式で算出されます。

（「平成31年、令和２年又は令和３年の２月の売上高」－「令和４年２月の売上高」）÷28日

２　問合せ先

　▶　要請内容に関すること

京都府新型コロナウイルスガイドライン等コールセンター

電話番号　０７５－４１４－５９０７

月～金　９時～17時（土曜日・日曜日・祝日は休み）

▶　京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証制度に関すること

京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証制度事務局

電話番号　０７５－２８４－０１８２

月～金　９時30分～17時30分（土曜日・日曜日・祝日は休み）

　▶　協力金に関すること

協力金コールセンター

電話番号　０７５－３６５－７７８０

月～土　９時30分～17時30分（日曜日・祝日は休み）